

総務産業常任委員会説明資料

清水町防災会議条例～資料 1

清水町防災会議委員一覧～資料 2

平成 29 年 5 月 11 日

総 務 課

○清水町防災会議条例

昭和37年12月24日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき清水町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に定める事務をつかさどる。

- (1) 清水町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会議及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) とかち広域消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 消防団長のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

清水町防災会議委員一覽

会長 1名 委員 23名

平成28・29年度

	職 名	氏 名	任 期	
会長	清水町長		職の期間	
1号	帯広開発建設部次長		職の期間	
	十勝西部森林管理署長		職の期間	
2号	陸上自衛隊 第5旅団第5戦車大隊長		職の期間	
3号	北海道十勝総合振興局 地域政策部地域政策課主幹		職の期間	
	北海道十勝総合振興局 保健環境部 新得地域保健支所長		職の期間	
	北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿追出張所長		職の期間	
4号	釧路方面新得警察署 清水交番所長		職の期間	
5号	副町長		職の期間	
	保健福祉課長		職の期間	
	町民生活課長		職の期間	
	農林課長		職の期間	
	建設課長		職の期間	
	子育て支援課長		職の期間	
	御影支所長		職の期間	
6号	教育長		職の期間	
7号	清水消防署長		職の期間	
8号	清水消防団長		職の期間	
	御影消防団長		職の期間	
9号	清水赤十字病院長		2年	承認日～ 平成30年3月31日
	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道東支店長		2年	承認日～ 平成30年3月31日
	北海道旅客鉄道(株) 十勝清水駅長		2年	承認日～ 平成30年3月31日
	北海道電力株式会社 新得営業所長		2年	承認日～ 平成30年3月31日
10号	学識経験者		2年	承認日～ 平成30年3月31日